

2013年9月議会 反対討論（要旨）

2013年10月4日

まつざき 真琴

私は、日本共産党県議団として、今議会に提案されました議案のうち、12件に賛成し、反対する7件のうちの主なものと請願・陳情の委員会審査結果に反対するもののうちの主なものについて、その理由を述べ討論いたします。

まず、議案第91号「鹿児島県一般会計補正予算」と議案第107号「鹿児島県立高等学校授業料等徴収条例及び鹿児島県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件」については、一括して反対理由を申し述べます。

一般会計補正予算の第10款教育費、5目学校建設費の中に、中高一貫教育校整備事業として7億1600余万円、債務負担行為として、17億7400余万円が計上されています。

これは、肝付町の高山高校跡地に全国初県立全寮制男子校・中高一貫「楠隼」中学校・高等学校を整備するというものであります。

この間、少子化の進行の中で、県立高校の在り方をどう考えるのか、県下のそれぞれの地域で様々な議論がなされてきました。その根底にあるのは、地域の子どもたちの学びの場をどう保障していくのかということでした。「大隅地域の公立高校の在り方検討委員会」での肝付地域の要望は、生徒の確保のために県内外の生徒を集めた併設型中高一貫の導入。スクールバスや寮、学生食堂の設置、地域の特性を生かした美術工芸コースや体育コース等の学科の導入でした。しかし、実際につくられようとしているのは、全寮制の男子校で、生徒は全国から募集するとされており、地元の枠も設けられておりません。

反対の理由の第1は、この学校が、地元が願った学校とは大きくかけ離れ、地元の子どもたちが通えない学校になってしまうという点です。

第2には、教育方針の一番目に「難関大学への道を拓く中高7時間事業」を掲げ、全寮制の寄宿舎では、学習指導員やランドリースタッフまで配置して、強制的に学習させる仕組みになっている点です。青年期の入口であるこの時期は、様々な人たちとの交流や経験を通して、自分がどう生きるのかを模索していく時期であります。その多感な時期に、家庭や地域とも切り離され、全寮制という、空間的にも、時間的にも閉鎖された中で、いかに成績を上げるかを最大の目標として頑張ることが求められており、教育長が言われる「全人教育」とは対極の偏った人間が育つのではないかという懸念を抱くものです。また、受験競争の低年齢化を招くと思われる点です。

第3には、男女共同参画推進条例を策定し、その推進を図っている県が設置者として、男子校を創設するという点です。

本県は、南北600kmの県土に多くの離島やへき地を有しており、少子高齢化、過疎化が進行していく中で、地域をどう守っていくのか、子どもたちの教育権をどう保障するのが大きな課題であります。その際、地元の子どもたちの教育権の保障を優先すべきであって、

地域振興のためなら、地元の子どもたちが通えなくても構わない学校をつくるというのは、本末転倒です。

今、高校の序列化と競争教育が激しくなる中で、学校間格差が広がり、子どもたちが地域の学校を選択しないという状況も生まれています。ほとんどの子どもたちが高校進学を希望する現在、県教育委員会としては、30人学級を実施し、地域間格差や学校間格差を解消し、県内どこにいても希望する進路の選択ができるような高校教育の実現のために知恵と力をつくすべきです。

以上の理由から、これらの議案には反対であります。

次に、議案第93号「平成25年度鹿児島県工業用水道事業特別会計補正予算」についてであります。

これは、現在稼働している永田川からの取水の施設の老朽化を理由に、平成31年4月から、万之瀬川導水からの取水に切り替える為に、浄水・配水施設の基本設計及び、万之瀬川共同施設更新に要する経費の補正であります。

そもそも万之瀬川導水事業は、1号用地に3千人の雇用を約束した石川島播磨重工業が進出するという事で総事業費174億円をかけて石播に供給する工業用水を確保することを目的として行われました。川辺ダムは、万之瀬川導水事業による取水量を安定的に確保するために総事業費244億円で建設された多目的ダムであります。

今日まで、工業用水道としては、一滴も使用されておりませんが、平成31年から供給を開始をするとして、約28億円の事業費が予定されているものです。それに伴い、1立方メートル当たりの供給単価は、現在の24円から、27年度32円、31年度40円、最終的に35年度には45円まで引き上げられる予定です。

24年度決算を見ても、給水事業所の契約水量や給水事業所数が減少しており、今後、水道料金の値上げによって、ますます契約水量や給水事業所数の減少に拍車がかかる恐れがあります。本来工業用水道事業は、企業の経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営すべきであり、このような大幅な値上げを前提とした整備計画をすすめる本議案には賛成できないものであります。

次に、議案第94号「鹿児島県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。

これは国家公務員退職手当法の改正に準じ、定年前に退職する意思を有する職員の募集に係る制度を導入する等のために、所要の改正をするとされています。

本県においては、破たんした県財政の再建を理由にして、人件費の削減を目的として、9年連続して賃金のカットや、1200名もの職員数の削減が行われてきました。また、今年度からは、国家公務員退職手当法等の改正に準じるとして、平均で400万円もの退職手当の額が引き下げられます。さらに、今年度、地方交付税の削減という形で、国が地方公務員の賃金カットを迫り、本県は、それに従う形で、本年7月から本県職員の賃金カットを行いました。

今回の改定は、国家公務員退職手当法の改正に準じる改正であり、強制的に退職を要請することはないという説明ではありますが、先に述べたようなこの間の経緯からすれば、今後、早期退職募集という形で、退職金の上乗せと引き換えに、職員数が削減される可能性は否定できないものです。よって、本議案に、賛成できません。

次に議案第99号「鹿児島県税条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。

これは、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うとしています。この中に、個人県民税の改正がありますが、これは、上場株式等の配当及び譲渡損益の間でのみ認められている損益通算について、一定の公社債等の利子等及び譲渡損益まで損益通算の範囲を拡大するものであります。そうなれば利子等にかかる課税額が、他の取引で損益を出せば、減額されることとなります。欧米では、譲渡所得が通算できるのは、譲渡所得の範囲内が原則で、株式譲渡損を配当、利子と制限なく相殺できるのは日本だけです。今回、その範囲をさらに広げて株式譲渡損の通算範囲を拡大するもので、富裕層の税負担を著しく引き下げる要因となっており、それを優遇することは格差拡大を促進することとなります。よって、本議案に賛成できません。

次に、議案議第7号「鹿児島県家庭教育支援条例制定の件」についてであります。これは、自民党及び無所属の8名の議員から提案されたものであります。

本条例案の「前文」には、子どもたちをめぐる様々な問題や課題について触れた上で、その原因を「家庭教育が困難になっている」として、「各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識する」ことを求めています。

家庭教育が困難になっていることは事実です。それは、1990年代後半からの「構造改革」により、リストラや失業者の増大や過労死に見られるような労働者の無権利状態の進行、その結果、国民の中に広がった「格差と貧困」は、子どもの生活基盤である家庭を直撃しました。また、学校においては、激しい競争教育と「評価型社会」の中にあって、自己肯定感を味わえず、学ぶ意欲を失っている子どもたちもいます。

それを不登校・ひきこもり・虐待・非行など、子どもや若者の問題行動の原因は親がダメだからという考え方から、「家庭教育に一義的な責任がある」として、家庭教育について、行政が立ち入って、家庭はこうあるべきと、一定の方向に向かわせる条例をつくることは、これらの子どもをめぐる問題が個人の自己責任とされ、事の本質が見えなくされてしまい、真の解決を遅らせ、さらに生きづらい日本社会になっていくことが推測されます。

第6条に「保護者の役割」として、「子どもに愛情をもって接し」とし、第8条には「地域住民等の役割」として努力義務が示されていますが、家族の在り方、社会の助け合いなどの是非は、自由な討論によって検討されるべきであり、最終的には個人の内心にゆだねられるべき問題です。このように、各家庭の子育ての内面の部分に、行政や議会が立ち入ることにも賛成できません。

現在の子どもたちをめぐる様々な問題や課題の解決のためには、安心して子育てができる日本社会のあり方への総合的な取り組みが必要であり、家庭をめぐる環境悪化をいかに改善

するか、また、学校教育の場をいかに子どもたちの自己実現、全面発達の間として保障していくのかという、これらの施策こそ緊急の課題です。家庭教育に責任を押し付ける本条例によって、その真の解決を遅らせてしまうことが予測されます。以上の理由で本議案に賛成できないものであります。

次に請願第1002号「国に対し『消費税増税中止を求める意見書』の提出を求める請願書」について、委員会審査結果では、継続であります。本請願は、採択すべきであることを主張いたします。

安倍首相は、1日、来年4月から消費税を8%に引き上げる決断をしたと表明しました。しかしながら、請願の趣旨にあるように、多くの国民は「景気回復」を実感しておらず、雇用情勢や個人消費も厳しい状況にあります。このような状況下で税率を引き上げれば、国民の消費はさらに落ち込み、地域経済は大打撃を受けることは明らかであります。

来年4月の増税実施までは、まだ時間があります。本請願は採択し、国に対して消費税増税中止を求める意見書を提出すべきであります。

最後に、請願第1003号「『所得税法第56条の廃止を求める意見書』の採択を求める請願書」について、委員会審査結果では、不採択であります。本請願は、採択すべきであることを主張いたします。

会社や役所では、同じ時間、同じ仕事をしていれば、基本的に同じ賃金が払われます。ところが、自営業者の家族従業者は、商売で働いても、所得税法第56条によって、給料が経費として認められていません。これは明治時代の家父長制度の名残であって、国連・女性差別撤廃委員会でも問題だと指摘されています。

事務処理の楽な「白色」を選択しているから、家族の働き分が認められないのであって、認めてほしければ、「青色」にすればいい、という主張がありますが、青色申告は「特典」として給料を経費にできるのであって、働き分を認めているものではありません。この問題は申告の手続き上の問題ではなく、人権の問題です。

全国の自治体で決議や意見書が採択されており、9月5日現在、8県、362市町村が採択しています。本県議会でも、本請願を採択し、直ちに国に対して所得税法56条の廃止を求める意見書を提出すべきであります。

以上で、討論を終わります。